

障害福祉計画及び障害児福祉計画 に係る基本指針構成案

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

障害福祉計画及び障害児福祉計画 に係る基本指針構成案

見直し後の基本指針構成案

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

基本指針	見直し内容(案)
一 基本的理念 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 4 地域共生社会の実現に向けた取組 5 障害児の健やかな育成のための発達支援 6 <u>障害福祉人材の確保</u> 7 <u>障害者の社会参加を支える取組</u>	・重度化・高齢化した障害者等が地域生活への移行が可能になるよう障害福祉サービス提供体制の確保について追記(資料1-2) ・地域共生社会の実現に向けた取組について記載を充実(資料1-3-1) ・障害福祉人材の確保について記載(資料1-3-2) ・障害者が文化芸術活動を通じて障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図ることや視覚障害者等の読書環境の整備について記載(資料1-3-3)
二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進 5 <u>強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実</u> 6 <u>依存症対策の推進</u>	・重度化・高齢化した障害者等であっても地域生活を希望する者が地域で暮らしていけるよう日中サービス支援型GHや自立支援生活援助等の必要な量を見込むことについて追記 ・強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実について、「四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方」4(二)に並び追記。 ・依存症対策について記載(資料1-3-4)
三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 1 相談支援体制の構築 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保 3 発達障害者等に対する支援 (一) <u>発達障害者等への相談支援体制等の充実</u> (二) <u>発達障害者等及び家族等への支援体制の確保</u> 4 協議会の設置等	・発達障害者等及び家族等への支援体制や医療機関等の確保について追記(資料1-2)

見直し後の基本指針構成案

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

基本指針	見直し内容(案)
四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 1 地域支援体制の構築 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 3 地域社会への参加・包容の推進 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 (一) 重症心身障害児 <u>及び医療的ケア児</u> に対する支援体制の整備 (二) <u>医療的ケア児</u> に対する支援体制の充実 (三) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実 (四) 虐待を受けた障害児等に対する支援体制の整備 5 障害児相談支援の提供体制の確保	・児童発達支援センターの果たすべき地域支援機能について追記(資料1-2) ・障害児入所施設における小規模化の推進や地域に開かれたものである必要性、18歳以降の支援に係る体制整備の必要性について追記(資料1-3-5) ・難聴児支援について追記(資料1-2) ・学校の空き教室の活用など実施形態の検討の必要性について追記(資料1-3-6) ・「4(二)医療的ケア児に対する支援体制の整備」について、「4(一)重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の整備」に統合 ・重症心身障害児及び医療的ケア児の人数やニーズの把握について追記。また、重症心身障害児及医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について追記(資料1-3-7) ・コーディネーターの必要性や役割について追記(資料1-3-8)

見直し後の基本指針構成案

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

基本指針	見直し内容(案)
一 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ・<u>令和元年度</u>末時点の施設入所者数の<u>6%</u>以上が地域生活へ移行 ・<u>令和5年度末</u>の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から<u>1.6%</u>以上削減	・施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について(資料1-2) ・施設入所者数の削減に関する目標について(資料1-2)
二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・<u>精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。</u> ・精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満) ・<u>令和5年度</u>の精神病床における早期退院率(入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は<u>86%</u>以上、入院後1年時点の退院率は<u>92%</u>以上)	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標について(資料1-2)
三 地域生活支援拠点等の整備<u>における機能の充実</u> ・<u>令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の、地域生活拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する</u>	・地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について(資料1-2)
四 福祉施設から一般就労への移行等 ・<u>令和元年度</u>の一般就労への移行実績の<u>1.27</u>倍以上とする。 ・<u>就労移行支援について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。</u> ・<u>就労継続支援A型について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上を目指す。</u> ・<u>就労継続支援B型について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上を目指す。</u> ・<u>就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。</u> ・<u>就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。</u>	・就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について(資料1-2) ・就労定着支援事業に関する目標について(資料1-2) ・農福連携、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追記(資料1-3-9)

見直し後の基本指針構成案

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

	基本指針	見直し内容(案)
五 障害児支援の提供体制の整備等	・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置。 ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 ・<u>令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保。</u> ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保。 ・<u>令和5年度末</u>までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに<u>医療的ケア児等コーディネーターを配置する。</u>	・障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について(資料1-2)
六 <u>相談支援体制の充実・強化等</u>	<u>令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。</u>	・相談支援体制の充実・強化等に関する目標について(資料1-2)
七 <u>障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築</u>	<u>令和5年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。</u>	・障害福祉サービス等の質の向上に関する目標について(資料1-2)

見直し後の基本指針構成案

第三 計画の作成に関する事項

基本指針

見直し内容(案)

一 計画の作成に関する基本的事項

- 1 作成に当たって留意すべき基本的事項
 - (一) 障害者等の参加
 - (二) 地域社会の理解の促進
 - (三) 総合的な取組
- 2 計画の作成のための体制の整備
 - (一) 作成委員会等の開催
 - (二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携
 - (三) 市町村と都道府県との間の連携
- 3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握
- 4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備
- 5 区域の設定
- 6 住民の意見の反映
- 7 他の計画との関係
- 8 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

基本的に現行の方針を踏襲

二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

- 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
 - (一) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み
 - (二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - (三) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実
 - (四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し並びに計画的な基盤整備の方策

・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、協議体制の整備について追記。(資料1－3－6)
 ・「第二 三 地域生活支援拠点等における機能の充実」にあわせて項目を変更し、地域生活支援拠点等の整備から地域生活支援拠点等のあるべき姿について記載を修正。

見直し後の基本指針構成案

第三 計画の作成に関する事項

基本指針

見直し内容(案)

二 市町村障害福祉計画
及び市町村障害児福祉
計画の作成に関する事
項

- 3 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
 - (一) 実施する事業の内容
 - (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
 - (三) 各事業の見込量の確保のための方策
 - (四) その他実施に必要な事項
- 4 関係機関との連携に関する事項
 - (一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項
 - (二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

基本的に現行の方針を踏襲

三 都道府県障害福祉計
画及び都道府県障害児
福祉計画の作成に関す
る事項

- 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
 - (一) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み
 - (二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - (三) 地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた市町村の支援等
 - (四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策
- 3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- 4 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置
 - (一) サービスの提供に係る人材の研修
 - (二) 指定障害福祉サービス等支援の事業者に対する第三者の評価

・「第二 三 地域生活支援拠点等における機能の充実」にあわせて項目を変更し、地域生活支援拠点等の整備から地域生活支援拠点等のあるべき姿について記載を修正。

見直し後の基本指針構成案

第三 計画の作成に関する事項

基本指針		見直し内容(案)
三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項	5 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項 (一) 実施する事業の内容 (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み (三) 各事業の見込量の確保のための方策 (四) その他実施に必要な事項 6 関係機関との連携に関する事項 (一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項 (二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項	基本的に現行の方針を踏襲
四 その他	1 計画の作成の時期 2 計画の期間 3 計画の公表	基本的に現行の方針を踏襲

見直し後の基本指針構成案

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

基本指針		見直し内容(案)
一 障害者等に対する虐待の防止	1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見 2 一時保護に必要な居室の確保 3 指定障害児入所支援の従業者への研修 4 権利擁護の取組	基本的に現行の方針を踏襲
二 意思決定支援の促進		基本的に現行の方針を踏襲
三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進		・障害者等の芸術文化活動による社会参加の促進について、「第一 ― 7障害者等の社会参加を支える取組」に移動 ・障害者の芸術文化活動を支援するセンターの設置を推進することを記載(資料1―3―3)
四 障害を理由とする差別の解消の推進		基本的に現行の方針を踏襲
五 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実		基本的に現行の方針を踏襲